

## 【報告事項①】 会津美里町運賃協議会の設置について

## 1 概要

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、「会津美里町地域公共交通会議」に「会津美里町運賃協議会」を設置するものです。

また、運賃協議会の設置に伴い、【別紙2】、【別紙3】のとおり会津美里町地域公共交通会議設置要綱を改正するものです。

なお、運賃を改定する際は、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるため、町広報紙や町ホームページ等による意見募集を行います。

## 2 構成員

1	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
2	住民又は利用者の代表
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
4	会津美里町副町長

## 3 開催方法

公共交通会議と同日に開催または書面開催等、委員への負担が少ない方法により開催する。

※その他、【別紙2】「会津美里町地域公共交通会議設置要綱改正案」のとおり。

## 4 施行予定日

令和7年4月1日